

第三十回国会 衆議院 内閣委員會議 録 第十七号

昭和三十四年三月十二日(木曜日)
午前十一時六分開議

出席委員

委員長 内海 安吉君
理事 岡崎 英城君 理事 高瀬 傳君
理事 高橋 誠一君 理事 前田 正男君
理事 受田 新吉君 理事 木原津與志君
今松 治郎君 齋藤 彌三君
田中 龍夫君 田村 元君
橋本 正之君 保科善四郎君
石橋 政嗣君 石山 權作君
出席政府委員

内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長
宮内庁次長 瓜生 順良君
総理府事務官 岡部 史郎君
行政管理局長 池田 清志君
厚生事務次官 森本 潔君
厚生事務官 (大臣官房長) 小山進次郎君
厚生事務官 (大臣官房審議官) 小澤 龍君
委員外の出席者 専門員 安倍 三郎君

自衛隊法の一部を改正する法律案
(内閣提出第九五号)

○内海委員長 これより会議を開きます。

総理府設置法の一部を改正する法律案、厚生省設置法の一部を改正する法律案、防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑を許します。石山權作君。

○石山委員 宮内庁の方にお尋ねいたします。先ごろ私たち内閣委員として皇居を見させていただきました。見て、一言に申しますれば、私たちがおだん考えているよりも大へん質素なあり方、特に清宮さんなどは前の侍の方々のいられたところに入っておられて、勉強だけでなくそれぞれの日常の炊事なども勉強されていられたという話、そしてそのうちなどもじかに見まして、ある意味では私たち安心をいたしました。同時に昔のイメージというものが消えた。これもまた私はいいことだと思つて参りました。私たちが考えているような方向にだんだん大勢は向いていっているのうというふう

本日の会議に付した案件
総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)
厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一九号)
防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)

に、私は印象として受けたのです。今度皇太子さんが御結婚なさることについて、これがまた一つのいわゆる平民化される、大衆化されるというか、国民に近くなる一つの大きな手段にもなるし、それがまた一つの格づけとなつてまた離れていくというふうな方向に向うことも予想されるわけなんです。この御結婚の式はそういう意味で、いろいろなことを考えた結果によつて行わないといけない。大へん卑近な例だと思つていますが、たとえば宮中で今度御結婚式の行われる場合の参加者の服装の問題、日本の伝統は洋式にあるのか和式にあるのか、いわゆる礼

服なるものはどこへ一体根拠を置いてゐるのか。これは大へん卑近な例だけれども、皇室というものが古い伝統の歴史の中に生きていくということ、それから近代化しようとする問題、それからわれわれの生活と直結するという問題と入り組んで、ある意味では非常に苦悶しているのが今度の御結婚の式だ、そういう意味では側近の方々は

大へん悩んでいる点もあるのではないかと。そういう場合を見ながら、一体われわれの宮中その他の公式の服装なるものはどれを標準にしようとしているのか、これはもちろん御結婚なさる皇太子さん始め、これから式に参加するわれわれ等も含めましてお答えを願いたいと思つてます。

○瓜生政府委員 皇太子殿下の御結婚の儀式の場合の服装でございします。が、皇太子殿下並びに妃となられる方の服装は、皇室の伝統によりまして、皇太子殿下は結婚の際には黄丹の御袍、黄色い色をした御袍、それから妃となられる方は十二単衣の古代の服装でございします。しかしそこに参列をなさいます方の服装は、モーニングまたはこれに相当する服装というふうにい

たしております。これは一般の社会通念というか、社会常識というものとマツチするような線で考えられておるわけでありまして、普通の一般の社会常識ですと、そういうような場合にはモーニングを着たり、紋付羽織はかまを着て出られますから、モーニングまたはこれに相当する服装の中に紋付羽織はかまでもよし、制服のある方は制服でもいいわけで、その相当する服装の中にいろいろのものが含まれるわけでありまして、これをきめます際の基

本の考え方は、社会通念、社会常識に合せていくという考えでございしております。

○石山委員 フロックコート、モーニングというものは西洋伝来のもので、それがいわゆる通常社会に消化されつつあるというところは、これはやはり大衆化がまだなっていないと思うのです。ある意味では上層部の方々の式事等に使用されているものであります。何だか新聞などを見ますと、例の二尺くらの高い帽子、あんなのを今さら取り出してお使いになるようなことがあるのではないかと、そうすると、どうも日本のいわゆる現実というよりも、外国の古い伝統だけが尊重されていくような格好だ。もちろん日本の伝統そのものは近代の生活にそぐわないといへば、それまででしようけれども、私はそういうふうなものではないと思ふ。あなたの今の御答弁のモーニングに準ずる服装と言いました中で、制服と言われましたね。それは鉄

道員なら鉄道員の制服がございしますし、自衛官には自衛官の制服がある。そういうふうな意味も含まれているわけですか。

○瓜生政府委員 制服の中には、今おっしゃいましたもの、あるいは警察官の服装とか、あるいは自衛隊の人たちの服装ですとか、そういう制服は、モーニングに当るきちつとした場合に着る制服、実際問題として今は平常の服装と変らないので、モーニングと同じように扱っておられますから、それならそれでよろしいということでありまして、それからちよつとお話がありました、高い帽子というのはシルクハットのことだと思つてますが、これは別にわれわれの方として、ぜひ持たなくてはならないというふうな考え方ありませんので、現在宮中でいろいろモーニングを着てお客さんをお迎えする場合も、シルクハットを持っていな

い方が大部分でありまして、それは要求しておりますが、持つておられる方が持つておいでになつても、モーニングの場合に正式に言つと、シルクハットを持つておれば、英国あたりではそれが制服といわれておるわけですが、われわれの方ではぜひそうないと言つておるものではありません。

○石山委員 あまり服装の話ばかりしてはいかぬと思うのですが、私はなるべく皇室の行事というものと、われわれの日常生活というものに近接化をはかることがある意味では大切だ、こういう意味で質問しているのでありま

す。たとえばモーニングに準ずるといふうになりますと、モーニングを用意しなければ失礼に当る。そうしますと、たとえば国会議員の中でも、一世一代の皇太子さんの結婚ですから、われわれであつてもやはり祝意を表して行きたい。こう思つた場合に、さてモーニングがなくて困つた、これは事実問題としてかなり聞いております。あるのでございます。ですから、通常の観念というふうにおしやつても、あなた方はそういう意味ではまだ少し高いところに目を注いでいるような印象です。ある意味では国会議員というものは、国民の中から見れば指導的な立場をとつておりますが、その人たちがモーニングの姿だと思つていないのがモーニングの姿だと思つていないのが、長官はたとえばモーニング階級ばかり見てゐると、それが通常かと思つてゐるが、着られない人がいるという事、こういうこともやはりこの場合考へ合せながら行事を行なつていただかないと、ちよつとまずいのではないか。ですから私先ほど申し上げましたように、今回の儀式はいろいろな意味で国民に近接するのに非常にいい機会なんです。ですからなるべく形式ばらないような立場で、参内を許すといふふうな建前がとれないとまずいのではないか。たとえば招待状の中身に、これこれの服装をしなければいけないのですよというふうに、案内状の末尾にそういう注意書きをつけられますか。

○瓜生政府委員 服装と書きまして、男子はモーニング・コートまたはこれに相当する服装というふうに書きます

が、これは書いておきませんと、よく電話で、こういう服装が建前なのかと聞いてこられて、かえつて不親切になりますから、そう書きます。しかしわれわれの方の扱いといたしまして、今までいろいろな場合の例で、そうして出しておいた場合に、モーニングを着ないで来られた場合に玄關払いをするかといひますと、それはいたしておりません。

○石山委員 そこでちよつと私たちの持つてゐる常識と違ふようです。祝賀に参内する人々は、宮中側から見れば、やはりお客さんの部類じゃないかと思つたのです。お客さんに、あなたはシャッポを持つてこいと扇子を持つてこいと、これは非常に行き届いた考へ方かもしれません。しかし地方では、なにやらぬ世話だといふのが通常の常識ですよ。お客さんにはかま、それも仙合平のはかまでなければいかぬとか、黒無地でなければいかぬとか注文をつけるのは、お客さんを選する道ではない。これは宮中の御結婚の場合とは違ふといへば、それまででなければ、少くとも参内して祝賀を申し上げる者は、私は天皇の場合と皇太子さんの場合はちよつと違ふと思つた。特に参内する人はお客さんの一人だと見て差しつかえないのである。国家の行事から見て、祝賀の場合は特に親切であつてもよろしい。今までの例のような考へ方で末尾に何々をしてこい、という注意は注意じゃなくて、何か命令じみた考へではございせんか。

○瓜生政府委員 その服装は何々を着てこいというような命令的な書き方になつておりません。それが建前だ、というふう書いておきませんと、よ

くだまつておきますと、モーニングとわかつてゐるのならモーニングを着てきたのに、自分だけ違つた服装だといつて、違つた服装の方が、ときによると、人によりましては何か氣まずい思いをされる。建物はこうであるといふことをお教えしておいた方が親切だろう。よく外国の大公使館から招待がある場合に、ホワイト・タイとかブラック・タイとかなんとか書いてございす。違つた服装をしてこられますと、その人が氣まずい思いをされる場合がありすから、私の方ではお知らせするのは親切だと思つております。

○石山委員 お祝いごとですから、あまりじめじめした話もいけなくてございましょうから、この程度で打ち切ります。ただ私が申し上げたい点は、あまり格式ばらないでほんとうの意味で心からいろいろな工夫をして不自由な思いをして祝賀を申し上げるよりも、ありきたりの氣持をそのまま誠実に生かしてお祝いを申し上げるという態度を、たくさんの人に知らせるような工夫が、この場合私は必要だろうと思つてお伺ひしたのであります。あえてあれがいかぬとかこれがいかぬとか申し上げておるわけではございせん。そういう建前で行事をやつていただくように要望いたしまして終ります。

○内海委員長 受田新吉君。

○受田委員 宮内庁次長にお尋ね申し上げたい二、三の点があります。あなたは先般憲法調査会の方々に對して、憲法に關する天皇の国事事項に對する御意見及び天皇の海外旅行の際に對する国事事項の代行者はだれであるかと

いうことがはなはだ不明瞭な点があるもので、これを正さなければならぬという御意見が報道されたのであります。が、これは事実あなたの御意見として出された問題でしようか。あるいは単なる法制的解釈を率直に言われたのでありましようか。

○瓜生政府委員 先般憲法調査会の方から、天皇に關する条項の運用の實際を聞きたいので、参考人として出てほしいという話がありました。その際は、特に意見を述べることではなくて、實際の運用が今までどうなつておるか。またいろいろ問題になつたような点があつたら、そういう点を述べてほしいといふことであります。私は意見は一切言つておりません。一部の新聞に、だからこういう点を改正したらいと云つたとか、こういう法律を作つた方がいいと云つたといふふうになつて出ておりましたが、それはつけ加えられただけで、私の方は意見がましいことは一切言はずに、事實をその際に申し述べただけでございす。

○受田委員 自民党の方で憲法改正草案なるものを出しておられることを拝見しておるわけです。結局自民党の憲法改正草案に迎合する発言が、宮内庁の責任者のお口から出たとなると問題があると思つて私はお聞きしたわけでありましたが、あなたはただ当時の事情を説明されたにとどまるということでありましたから一応了承します。しかし、ここで明らかにしておかなければならぬことは、宮内庁をあずかる責任者とせられまして、特に天皇のおそばでいろいろと事務を御担当になつてゐる立場から、天皇の権能ということ

について御意見があると思うのです。それを今からお伺ひしたいと思うので

この憲法の第四条には、「天皇は法律の定めるところにより、その国事に關する行為を委任することができ、」という規定があるわけですが。たとえば天皇が海外に旅行せられるという場合に、その国事権の代行者として皇太子を指定するとか、その他の適当な人に、皇位継承の順序によつて人を選ぶといふようなことを法律で定めることになれば、皇室典範にそれを掲げるといふことになるわけではございせんか。

○瓜生政府委員 それは必ずしも皇室典範というわけではございせん。法律ですから、たとえば他の法律の中にそういうのが入る場合もあります。たとえば今御審議になつておりますかどうか知りませんが、皇室法あたり——政府の作られた皇室法の法案があるのであります。そういうものの中にも皇室の一部のことを委任されるようなことが入つてゐるものがあります。ですからそういう法律の形からいへば、どの法律という制限はないわけではございす。

○受田委員 現行の皇室典範その他の法律をもつては、天皇の海外旅行は不可能であると判断されますか。

○瓜生政府委員 その委任の規定がございせん。實際問題として国政のいろいろな面が、天皇陛下が外国に御旅行になつてゐるその間に、法律とか政令とか条約とか、そういうものが公布を要する場合に署名がいただけせんから、わざわざ御旅行先まで持つていけばできるわけですが、持つていくのに相当時間がかかります。憲法の第七

条の特にその第一号の關係のあたりで、いろいろ支障が起るおそれがあると思ひます。そういう場合に、どなたか代行者をきめてありますとすれば、その方がなされれば公布ができるわけでございます。事実問題として代行者がきまっておりますと、相当期間御旅行になることは、やはりいろいろ差しつかえが起るだらうと考えられます。

○愛田委員 そうすると現状においては、天皇の海外旅行ということは不可能だ、かように了解してよろしゅうございませうか。

○瓜生政府委員 不可能とも言えないと思ひます。差しつかえがあるからあつては不適当ということになるかもしれません。不可能ということは言えないと思ひます。幾らか問題を延ばしていいとか、非常にひまなとき、何もそういうような問題がないというような適当な時期がほんとうにあるならば、不可能とは言えないと思ひます。

○愛田委員 不可能ではないが不適当であると今御説明があつたと思うのです。もちろん衆議院の解散のときの天皇の国事権の発動というやうなことは、いつ解散があるかわかりませんけれども、それは旅行先でも天皇の御意思を伝える方法があるわけです。旅行中に電報などで伝えることができるということが考えられはしませんか。

○瓜生政府委員 ですから不可能ではないと申し上げたわけでありませう。非常に手数がかりますから、そういう面で国政の円滑な運営上いろいろ差しつかえが起るということは、感心しないのではないかとこのことだと思ひます。

○愛田委員 これは非常に大事な問題の一つだと思ひます。この間元号の問題をちよつとお尋ねしたのですけれども、それとどういふ問題は、当面不適当な事態が起るというあなたのお言葉には、ある程度了承する点があるわけですが、しかし憲法を改正しなくてもそれはできるわけで、別に憲法直接の問題ではないわけですね。

○瓜生政府委員 ですからこの問題も憲法調査会の際には、その法律を作つてほしい、そういうやうなことを言つてはいいわけではないのでありまして、以前の憲法の場合でありますと、そういう場合に天皇の大権で監国というのを置かれたのです。そういうのは以前の憲法の解釈上そういうふうになつておつたのです。監国というものは、ずっと昔からそういう制度があつて、憲法上どこにそれを置くという規定はないけれども、昔からそういうことが必要な場合に、置かれる場合には置かれるというものであつた。美濃部さんの憲法あたりには、そういう場合には皇太子さんを監国にされるというやうなことが、天皇の大権でなされたというやうなふうに解釈上なつておつたのです。現在の憲法でありますと、四条の第二項がござりますから、天皇陛下が御自分でこれを代行せられるというやうなことはなされることはできないので、法律をもつてきめるやうになつております。そういう点が違つておつたというやうな事実を申し上げたわけでありませう。

○愛田委員 天皇が外交上の權利義務關係を發動される権限としては、第七條の国事事項の中にある「批准書及び」云々のところもありますが、天皇

直接のお名前が出ないために、外国と比べて非常に見劣りする、總理の名が出たりして困るのだという場合を考えたい。これは事實問題としてさういふ事態が起りますか。

○瓜生政府委員 それも新聞の記事によつて違つておつたから、そういうふうにおとりになつたのだと思ひます。言つたことを書いたものだと思ひます。羽田の飛行場へ外国の元首が見えます。そうすると天皇陛下が迎えに参つて握手をなさる。それから自衛隊の儀仗兵がおりますが、それを元首が觀閲される。それは一つの儀礼であります。觀閲の際には天皇陛下はその案内をして御同行をされることはなさらないで、その途中でとまられる。外国の元首だけがその前に行かれる。これは現在陛下は自衛隊に対する指揮権をお持ちでない。總理がお持ちでございますから、指揮権がないというこで、案内されるのをされないわけですね。われわれが外国の大公使と話しておるのに、どうして来られないかというのを聞かれた場合がございませう。そういうふうな感じられた場合かと思ひますが、なお外国の總理級の方が見えますと、その方が国賓の場合には、總理が迎えられて一緒にすつとその前を案内しておられる、そういう場合は、さうでありますというやうなことを言つたのを、どういふわけかちよつと違つて、外国の元首を總理大臣も案内をしておられない、どなたも案内せずには自衛隊のあの指揮官が案内をしておる……。

○愛田委員 自民黨の憲法改正草案の中には、天皇を元首とするという規定がある。天皇を元首としなければ、外交交渉の場合、外交文書の交換の際などにおいて非常に困る場合があるのだという意見が出ておられるわけでありませう。このことは直接天皇の国事事項に關与しておられる次長としてどうお考えでございませうか。

○瓜生政府委員 その元首の問題については、現在は象徴という立場におられるわけで、日本の憲法では元首という立場ではない。象徴ということですから、象徴のお立場で外国との交際をされておる。ところが外国の方から見ますと、外国に皇帝とか国王とか大統領とかいふ元首がある。そういう方は日本のだれと對等の立場で交際をするかという場合には、外国の方では天皇陛下を考へられる。總理大臣が出られると、どうも自分を軽く見たやうに先方の元首の方はとられる。そういう事實はありますけれども、しかしわれわれとしてはそれをとやかくどうこうというこを考へておるわけではございませう。

○愛田委員 これは非常に大事な問題として、自民黨の天皇元首論の根柢には、國家を代表する者としては天皇が元首でなければならぬという御意見があるやうです。しかし象徴天皇として政治には關与しない、政務に關する一切の権限を有しないということが憲法の第四條にはつきり書かれてあるのですから、政治的な責任者としての天皇の御地位でないことになる。それが元首ということになると、政治的な責任の主体者になるというこをわれわれは憂へるのでございませうが、あなたはそのやうお考えでございませうか。

○瓜生政府委員 それは政治的な意見になりますから、われわれ宮内庁の者といひましては政治問題になつていないことに対して、とかくの意見を言うことはやはり控へるべきだ。天皇なり皇室は政治には關与されないという立場でおられますから、従つてその近くに働いておられるわれわれも、政治問題についてどういふやうな意見を見ようかと思ひます。憲法の建前上さうあるべきだと思ひます。意見としては申し上げない方がほんとうだと思ひます。

○愛田委員 現在の制度で差しつかえない、ただ儀式をする際に天皇のお立場があまりにも哀れである、總理があまりにもクローズ・アップして、天皇はそのそばに隣りの星のごとく立つておられる、これは非常にお氣の毒に思われるというこだけが次長のお氣持でしよう。

○瓜生政府委員 別にそういう意味で言つたものではありません。さつき申しましたのは、外国の方から見て、何かげんに思つて質問を受けたことがありませうというこを申し上げたので、あれとかなんとか、そういうやうな感想を別に申し上げておるわけではございませう。

○愛田委員 これはやはり大事な問題だと思ひます。つまり現在の制度で、非常に欠陥があるというこが宮内庁の御当局の御意見にあるとするならば、その欠陥は那邊に存するかというこになる。その那邊に存するかをただしてみますと、すなわち天皇の御存在が哀れであるという儀式上の問題である。すなわち國と國との權利義務關係上の地位の問題でなくて、ただすわられる

○瓜生政府委員 別になんか意味で言つたものではありません。さつき申しましたのは、外国の方から見て、何かげんに思つて質問を受けたことがありませうというこを申し上げたので、あれとかなんとか、そういうやうな感想を別に申し上げておるわけではございませう。

位置とか立たれる位置とかいう問題に
関する面だけであるということになる
ならば、これはむしろ天皇が自衛隊の
責任者として指揮されたときよりは、
その閣外におられて、もっと高いこ
ろでそれをながめておられる位置の方
が、象徴としての権威があるのじゃな
いでしょうか。自衛官の総指揮官とし
てその指揮をされるような形よりも、
むしろそうした独特の御地位に立たれ
て、自由な立場で象徴らしいお立場に
立っておられる方が、天皇の権威を保
持する上においてはいいのじゃないか
と思うのですがいかがでしょうか。

○瓜生政府委員 今の自衛隊の儀仗隊
の關係のことについては、宮内庁では
それを何とも思っておりません。しか
し憲法調査会ではいろいろ他から問題
にされたことがあったから、それ
を言えと言われたものだから、そう
いうこともあった、あのときの話を約
一時間にわたって、こまかいいろいろ
なことにわたって言ったその一こまで
でございます。

○受田委員 私は現在の憲法を順守す
る立場の議員の一人でありますから、
憲法第一条及び第四条のこの規定は、
あくまでも守られねばならない。それ
をいろいろと周囲から天皇のお立場が
お気の毒だということで、天皇元首論
の復活の根拠にされると大へん問題が
あると思うのです。そこを一つ次長さ
んの方で十分考えをいただきたいと思
うのです。次長さんのお人柄、人格
には、私たち議員だれ一人として敬意
を払わない者はないのですが、特にこ
うした政治面に影響するような御発言
があると、結局この憲法改正で、国の
元首とした方がいいのじゃないかとい

う自民党の草案を裏づけるおそれがあ
ると思います。この点一つお含みを願
いたいと思います。

私さらに皇室典範の規定に波及をい
たしたいのでありますが、皇室典範は
憲法の第二条に基いて作られておりま
すけれども、しかしこの前私が御指摘し
たような男系尊重の傾向が強い。この
点についても女帝論の意見があること
をあなたは報告されたわけですから、
も、これはこの前ちょっと議論されま
したので、詳細は申し上げませんが、
憲法第二条の規定については法制局と
しては意見がある。たとえば世襲であ
るといふ以上は、女帝論を認めるとい
うことにも疑義があるし、また天皇退
位論にも問題がある、こういうお言葉
があったわけでございますが、世襲と
いうことと天皇退位ということとの関
係は、宮内庁としては別に差しつかえ
ない問題じゃないかと思うのですが、
法制局の見解は、いずれもう一度ただ
さねばならぬ問題です。世襲である以
上は、天皇が崩せられて皇太子が継承
されるというのが順序だ、こういうお
言葉があった。あのとき私、一般の民
間にも従来家督相続制度があつて、隠
居という制度があるということを質問
したのですが、憲法の第二条にはそれ
は感心しない規定だということで御
解釈されておったのですが、宮内庁の
御見解は、退位とかあるいは女帝とい
うことは、決して憲法第七二条の規定
には違反しないものであるとお考えで
ございましょうか。

○瓜生政府委員 憲法の解釈の問題に
なりますと、宮内庁の所管ではなく
て、やはり法制局の権威によってやら
れますものだから、その解釈につい

てわれわれがかくのことを申し上げ
ない方が、先ほど申しましたようにわ
れわれの立場としてはそうあるべきだ
と思います。

○受田委員 名答されたわけですが、
これは大事な問題だと私は思いますの
で、また法制局の問題としてお尋ねし
たい。

私はいま一つ、今回の法案に關係す
ることでございしますが、皇居造営に關
する問題として、現在の形で皇居が開
放される面がないか。たとえば皇居の
地下を地下鉄が通る、こういうことは
一向差しつかえないわけですね。東京か
ら半蔵門にまっすぐに地下鉄を作れ
ば、あの交通が非常に緩和されると思
いますけれども、そういうことで適宜
地下鉄に使うことは差しつかえないと
お考えになるかどうか。

○瓜生政府委員 皇居の部分によると
思いますけれども、これはいろいろ
御審議の上でございまして、あります
が、もしあそこが宮殿ができれば、そ
の地下を相当深く基礎工事をやります
から、ちやうどそういうような下とか
いうことになりましていけませんで
しょうし、場所によつていかな場所
もありまして、場所によつていかな場所
に支障のない場所であれば、これは別に
差しつかえないというふうな考えま
す。その計画をよく拝見しないと、具
体的には回答はむずかしいです。一般
論として申し上げればそういうことで
ございします。

○受田委員 計画の問題と関連すると
いうことでございしますが、それに差
つかえなければ、皇居の地下を交
通網に利用しても差しつかえない、か
ように了解してよろしゅうございま

すか。

○瓜生政府委員 その計画自体によつ
て考えられるということでございます。

○受田委員 さらに今度は地上の方で
ありますが、この間特に宮内庁の御便
宜をいただいてわれわれ見せてもらつ
たのですけれども、ここを陛下御一家
の生活に差しつかえないところとし
て、開放していただきたいいなとい
うような場所がなきにしもあらず、た
えばあのカモの住まっているお堀な
どというものは、一般民間人が一部見
せてもらえるような場所を提供してい
ただいても、国民とともにある陛下と
しては御満足じゃないか、かように思
うのでございしますが、皇居の内部の一
部を民間に参観等のために開放する
ということはいかがでございしまし
ょうか。

○瓜生政府委員 皇居の一部につい
て、いわゆるお住居としてお使いにな
らない、あるいは宮殿の運用上も特に
差しつかえないというふうな部分に
ついてどういふふうな扱つかうとい
うことも、皇居造営審議會の際に、あわ
せていろいろ御意見を聞きながら検討
したいと思うので、今あそこ地域全体
についてこれを一步も広げないのだと
いうような気持ではないので、現在で
もあの中約十萬坪のところは馬場が
あり、テニスコートがあり、そのクラ
ブ員は自由に入つておられると思
います。夏ですと、林間学校で小学校の人も利
用しているわけでありまして、その点
は皇居造営審議會が発足しまして、皆
さんの御意見の妥協なところをよく考
えたいと思ひます。

○受田委員 皇居造営審議會の方へ

すべてをおまかせしておられるよう
でございますが、これはやはり宮内庁と
してのある程度の原案というものが私
は必要だと思ひます。宮内庁として
は、今ある程度幅のある御発言があつ
たのでございしますが、それは皇居造
営審議會にお諮りになる原案としてお
考えになった問題として了解してよろ
しゅうございしますか。

○瓜生政府委員 皇居造営審議會の方
にお諮りする原案はまだ固まつており
ません。今盛んに整理いたしております
が、その整理しておる際の気持は、
今申し上げたような気持でありますか
ら、そういう気持で宮内庁の方の考え
も整理していろいろいふふうにお解
いたいただければよろしいかと思ひ
ます。

○受田委員 皇居の周囲にあるお堀な
どは、一般国民の舟遊に開放しても差
しつかえない問題じゃないかと思ひま
す。白鳥の浮ぶお堀ですね、いか
がでございましょう。

○瓜生政府委員 あのお堀になります
と、これは宮内庁の管轄ではないので
あります、厚生省の国立公園部の管
轄になつております。

○受田委員 そうすると森本さんは
ちやうど厚生省の官房長ですから、御
意見を伺ひたいと思ひます。

○森本政府委員 ただいまお話のよう
に、皇居の外堀の水面と、それから皇
居の反対側の土手は、厚生省所管の国
民公園になつております。これの使用
の仕方ではございますが、これはただ
いま公園という形をとつておりますが、
いろいろ方法が考えられておるので
ございします。水の上でございします
ので、鳥を浮かせることもございま
すし、あ
るいはボートを浮かべることもありま

すし、あるいは自然のままの姿で、ながめて楽しむという見方もあります。いろいろありまして、その方法のうちどれが一番あそこの環境にふさわしいかという問題になるだろうと思ひます。ただいまのところ管理しておりま

す厚生省としましては、ああいふ形をそのままにしておきまして、そしてあの石垣の景色あるいは水鳥が浮ぶ、そういうような環境を保持した形において使用と申しますか、一般の大衆の用に供するというのが、最も適当でないかと考えております。

○愛田委員 これは一つの見方でありますけれども、もう少し積極的な、ただながめるだけでなく、もっとじかに楽しむ道もあるわけです。それも一つ御検討願ひたい問題です。

それからもう一つ、陛下の御外出について自由が束縛されておるようですが、外国の王室のように、自由にデパートにもおいでになられ、劇などもごらんになられるというような形、つまり天皇の外出に形式を除いて、非常に自由な立場をお与えするということがいかにございましょう。これはデパートなどで、阿降下が自由に買ひものされることを国民が見る方が、むしろ国民の皇室としての貴族があると思ふのです。

○瓜生政府委員 陛下の御外出は、以前に比較いたしますと年々ふえております。以前はおいでにならなかったような劇場とか、時によると音楽会だとか、そういうことにもだんだんおいでになつておるのでございますけれども、しかし普通の方のように、自由においでになることは、やはり今の一般の社会の環境から見ても、非常にむずかしい

点があるのであります。やはりおでかけになりますと、たくさんの方が集まつてこれられますし、そういう整理の關係等もございまして、ひんばんにおいでになることもむずかしい点があることも事実でございますけれども、だんだんにはもつとお出ましを多くして、今までごらんにならなかったところもごらんになられるように、お世話ができればいいと思つております。

○愛田委員 正田美智子さんの外出のときも、今相当強い警戒裏にやつておられます。これなど国民が見て、むしろ奇異に感ずるのじゃないかと思ふのですが、この途中の警戒を——これはいかに嚴重に警戒をやつても、警戒網をくぐる道もあるもので、そういうことでなくて、国民の皇室として、国民に親しまれたならば、そういう警戒の必要のない、かえつてりつぱな効果が上るのではないかと申すのです。警戒についていかにございましょうか、これを緩和する方法はないのでしょうか。

○瓜生政府委員 警戒といひますか、主として交通整理の關係だと思ひます。それでやはり交通整理の關係上、お出かけになると雑踏する。そのために交通網がとまるとか、場合によつては、雑踏の場合にけが人が出るといふようなことになりまして困りますし、その点は警察の方でそういうことのないようにやつておられるわけが、主として交通の雑踏整理といふことが主だと思ふのです。それでたとえば今

ちよつと例にあげられました正田美智子さんの場合でも、今はまだ皇族さんでもございせんから、われわれの方として別にどうというところは言つておられませんけれども、警視庁の方としま

すれば、世間の方が相当関心を持つておられるものですから、どこかへお出かけになるとつと集まつてこれたりして雑踏する、そういう場合にけが人が出ていけないというような、いろいろな考慮があつて、ある程度のこととをされておるのだろうと思つております。

○愛田委員 かつて吉田元総理は、大磯からノン・ストップで登院をなさつておられた。総理の事が行くところ可ならざるはなしという登院であつたわけですね。これは総理であるからといつて、そういう独断的なやり方というものは大いに批判をしなければならぬと思ふのです。そういうことは国民に迷惑をかけるわけですからね。そういう交通警戒をすることがむしろ国民に迷惑をかけるのです。そういうことをしないで、自由に外出をする、そして一般国民とともに、ストップのところはとまるといふようにして、初めて国民の皇室としての權威があり親しみもある、かように思ふのでござい

ます。私は特定の人だけが交通上支障のない旅をするといふことには問題があると思つてゐるのです。今のお顔を見たいといふので人がのぞき込むおそれがあるという場合の警戒といふことでは、まあ、まだほかに方法がありませぬか。その以前の整理といふ問題もあるわけですね。むしろそういうことをすることで交通が渋滞してゐるわけ

で、しない方が自然であるといふことになるのじゃないかと思ふ。そこを前から警戒しておると、これは何者かと思ふから人が寄るので、黙つておれば寄るものではないのですからね。それを先に予告するから人が寄るのです。

自由になつて旅行されれば、決してだれも何とも思ひません。予告した交通上の支障といふことはどうでしょう。

○瓜生政府委員 皇太子殿下のお出かけになる場合、日曜日に——日曜以外でもありますが、テニスコートに行かれたり、日曜あたりに皇居においでになるごく非公式な場合においては、去年の春からゴー・フットツプの場合にはちゃんとまつておられます。特別の警戒が見えないようにしてやつておられるわけであります。それはあまり交通が込まない時間を選んでやつておられますけれども、そういうことは現在ですにやつてゐるわけです。だんだんこういう問題はいろいろ検討して、一歩一歩と研究はいたしていきたいと思つております。

○愛田委員 防衛庁長官はいかがですか。

○内海委員 防衛庁長官は午前中から午後にかけて参議院の方でどうして答弁に出なければならぬといふことで、まだ何時に來られるといふことがはつきりしておりません。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○内海委員 速記を始め。本日はこの程度といたしまして、次回は公報をもつてお知らせすることとし、これにて散会いたします。

午前十一時五十五分散会

内閣委員會議録第十四号中正誤

ペシ段行 誤 正

三四 八多数占めて多数を占めて

四三 長局 長官

七三 皇室贈与 皇室の贈与

八四 天皇陛下 天皇陛下

九四 七会か皇居を 会が皇居を

内閣委員會議録第十五号中正誤

ペシ段行 誤 正

一二 元改律案 法律案

三三 ないこが おもしろくないこが

四二 二度今 今度

昭和三十四年三月十四日印刷

昭和三十四年三月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局